

# 令和2年度 熊谷市三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業



熊谷市は三世代  
で支え合う家族  
を応援します！

市外からの転入  
を伴う、新築又は  
購入は市内全  
域が対象とな  
ります！

市外からの転入を伴わ  
ない場合(市内転居)は、こ  
れまでとおり、同居又は  
親世帯と子世帯の直線距  
離が1.2km以内であれば  
対象となります。

## 受付開始

令和2年4月1日(水)から

(申請受付順に審査し、申請が予算額に  
達した場合は受付を終了します。)

## 補助金額

1戸あたり**25万円**を上限  
として熊谷市商品券で補助

## 対象者の要件

親世帯と子世帯が、市内で、同居又は近居  
(概ね1km以内、直線距離で1.2km以内)す  
ることにより、三世代以上の家族となっており、  
子世帯は孫(出産予定の子含む)と同居  
していること。

**New** 所有権保存又は移転の登記がなされた  
日前2年以内又は所有権保存又は移転の登記  
がなされた日以後の市外からの転入を伴う新  
築・購入の場合は、親世帯と子世帯の距離を  
問わず、対象となります。(※)

親世帯と子世帯とも、熊谷市の住民基本台帳に  
登録されていること。

住宅の新築・購入・増改築工事の契約と支払い  
が済んでいること。

同居等をする住宅が生活の本拠地であり、補  
助後、5年間以上、同居または近居の状態が続  
く見込みであること。

申請日において、交付対象世帯員のいずれも  
が他制度による公的住宅扶助(生活保護)を  
受けていないこと。

親世帯・子世帯の全員が、市税等(保育料・介  
護保険料を含む。)の滞納がないこと。

※ 登記後、転出があった場合は  
対象となりません

## 住宅・申請の要件

- ・新築・購入の場合、所有権保存又は移転の  
登記がなされた日の翌日から起算して  
1年以内に申請すること。
- ・増改築工事(同居のみ)は、500万円  
以上の契約日の翌日から起算して1年  
以内に申請すること。

同居は、親世帯と子世帯が同一の住宅又は同  
一の敷地内若しくは相互に隣接する敷地内に  
ある2棟以上の住宅に居住すること。

申請する住宅は、申請者自らが居住する住宅  
で、親世帯または子世帯の世帯員の所有であ  
り、登記が済んでいること。

同居の場合、親世帯のための専用居室が1室以  
上あること。

建築基準法やその他の関係法令の基準に適合  
した住宅であること。

申請した住宅は、以前にこの補助金を受けて  
いないこと。

★新築住宅でも中古住宅でも対象となります。  
また、一戸建てでもマンションでも対象となります。

★対象者および住宅要件の詳細な内容は、  
補助金交付要綱をご覧ください。

## 申請方法

- 申請される前に、この補助金の要件に該当するかどうかを、チェックシートを利用し、確認をしてください。申請時点で要件を全て満たしていない場合、受付できません。
- 指定された申請書に、必要な書類を添付し、福祉部長寿いきがい課窓口（本庁舎1階）へ提出してください。
- 受付は、執務時間内（土・日・祝日および12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで）にお願いします。（郵送不可）
- 提出時に必要書類がそろっていない場合は、受付できませんので御注意ください。また、記入漏れにも注意してください。

## 申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書及び同意書（様式第2号）
- ③ 世帯調査票（様式第3号）
- ④ 交付対象世帯員全員の続柄が確認できる書類（コピー可）  
（戸籍の全部事項証明書など）（交付対象世帯員全員が同一世帯の場合省略可）
- ⑤ 建物の登記事項証明書（コピー可）  
※ 土地・建物を同時に購入した場合、土地の登記事項証明書も添付（コピー可）
- ⑥ 同居等をするための住宅の新築、購入及び増改築工事に要した費用が確認できる書類として、契約書及び領収書（コピー可）（申請時に契約内容・内訳の確認のため原本を持参）
- ⑦ 同居等することとなった住宅の位置図（近居の場合は縮尺、距離を記入）、  
建物全体写真、建物配置図、建物平面図
- ⑧ 建築基準法に基づく検査済証（コピー可）
- ⑨ 母子健康手帳（コピー可）（出産予定の方がいる場合のみ）
- ⑩ その他 名刺等のコピー（市内事業者の場合のみ。市内の所在地が明記されているもの）
- ⑪ 申請チェックシート

## 手続きの流れ

- ① **申請**  
必要書類を添えて、長寿いきがい課に提出。（予算の範囲内で先着順となります。）
- ② **審査・調査**  
提出いただいた書類を審査します。追加で書類を提出いただく場合があります。
- ③ **交付決定**  
審査後、交付決定の通知をします。要件に不備がある場合、不交付となります。
- ④ **請求**  
交付決定通知書が到着後、指定の期日に、長寿いきがい課窓口へ請求。
- ⑤ **商品券の交付**  
長寿いきがい課窓口にて交付。

## 他事業との連携

熊谷市で実施している住宅関連の他の補助事業等と連携して申請することも可能です。

### ◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備 設置費補助金

- ・太陽光発電システム……………上限10万円
- ・太陽熱利用システム【自然循環型】…1万円
- ・太陽熱利用システム【強制循環型】…3万円
- ・家庭用燃料電池システム……………上限5万円
- ・家庭用蓄電システム……………上限5万円
- ・住宅用地中熱利用システム……………上限10万円
- ・住宅用エネルギーマネジメントシステム(HEMS)…2万円

### ◆スマートハウス補助金……………50万円

お問い合わせ 環境政策課 ☎048-536-1547

### ◆定住人口増加のための固定資産税等の課税免除

新たに市内に居住する若い世代の方が取得した住宅の固定資産税を一定期間、免除する。

お問い合わせ 資産税課 ☎048-524-1329

それぞれの事業とも対象要件が決められていますので、詳細は各問い合わせ先へ確認してください。

## [お問い合わせ]

福祉部長寿いきがい課（本庁舎1階） ☎ 048-524-1398

もしくは、熊谷市ホームページの

熊谷 三代

で

検索

